# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2016年７月４日 |
| 【会社名】 | LINE株式会社 |
| 【英訳名】 | LINE Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　出澤　剛 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都渋谷区渋谷二丁目21番１号 |
| 【電話番号】 | 03-6233-5050 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員　財務経理室長　奇　高杆 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都渋谷区渋谷二丁目21番１号 |
| 【電話番号】 | 03-6233-5050 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員　財務経理室長　奇　高杆 |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】 | 募集金額<br>ブックビルディング方式による募集<br>29,835,000,000円<br>売出金額<br>（オーバーアロットメントによる国内売出し）<br>ブックビルディング方式による売出し<br>6,045,000,000円<br>（注）　募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

# 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2016年６月10日付をもって提出した有価証券届出書並びに2016年６月13日付、2016年６月17日付、2016年６月27日付及び2016年６月28日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集13,000,000株及びブックビルディング方式による売出し（オーバーアロットメントによる国内売出し）1,950,000株の仮条件を変更したため、これに関連する事項を訂正するため、また、「第一部　証券情報　第１　募集要項　１　新規発行株式」並びに「第一部　証券情報　募集又は売出しに関する特別記載事項」の「２．海外募集及びオーバーアロットメントによる海外売出しについて」及び「４．本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

# 2 【訂正事項】

第一部　証券情報
　第１　募集要項
　　１　新規発行株式
　　２　募集の方法
　　３　募集の条件
　　(2) ブックビルディング方式
　　５　新規発行による手取金の使途
　　(1) 新規発行による手取金の額
　　(2) 手取金の使途
　第２　売出要項
　　１　売出株式（オーバーアロットメントによる国内売出し）
　　募集又は売出しに関する特別記載事項
　　２　海外募集及びオーバーアロットメントによる海外売出しについて
　　４　本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

# 3 【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿罫で示してあります。

# 第一部 【証券情報】

## 第１ 【募集要項】

### １ 【新規発行株式】

（訂正前）

| 種類 | 発行数（株） | 内容 |
|---|---|---|
| 普通株式 | 13,000,000（注）３． | １単元の株式数は、100株であります。<br>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 |

（注）１．2016年６月10日開催の取締役会決議によっております。

２．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

３．上記発行数は、2016年６月10日開催の取締役会において決議された当社普通株式35,000,000株（以下「総発行数」という。）の公募による新株式発行のうち、日本国内における募集（以下「国内募集」という。）に係るものであります。総発行数のうち残余の22,000,000株について、国内募集と同時に、海外市場において募集（以下「海外募集」という。）が行われる予定であります。国内募集と海外募集の最終的な内訳は、総発行数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、発行価格等決定日（2016年７月11日。以下「発行価格等決定日」という。）に決定される予定であります。
後記「第２　売出要項　１　売出株式（オーバーアロットメントによる国内売出し）」に記載のとおり、需要状況等を勘案し、国内募集とは別に、1,950,000株を上限として、野村證券株式会社が当社株主であるNAVER Corporationから借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる国内売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。
また、需要状況等を勘案し、海外募集とは別に、3,300,000株を上限として、Morgan Stanley & Co. LLCが当社株主であるNAVER Corporationからモルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社を経由して借入れる当社普通株式の海外市場における売出し（以下「オーバーアロットメントによる海外売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。
なお、国内募集及び海外募集において国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。
海外募集の詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．海外募集及びオーバーアロットメントによる海外売出しについて」をご参照下さい。

４．当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記発行数のうち、650,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　７．親引け先への販売について」をご参照下さい。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って行われる発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

５．国内募集、海外募集、オーバーアロットメントによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出し（これらを併せて、以下「グローバル・オファリング」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、Morgan Stanley & Co. LLC、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びＪＰモルガン証券株式会社（以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。）であります。
国内募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しの共同主幹事会社は、野村證券株式会社、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びＪＰモルガン証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社及び三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行います。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びＪＰモルガン証券株式会社が共同で行います。

６．上記とは別に、オーバーアロットメントによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出しに関連して、2016年６月10日及び2016年６月28日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,950,000株の第三者割当増資（以下「国内第三者割当増資」という。）及びMorgan Stanley & Co. LLCを割当先とする当社普通株式3,300,000株の第三者割当増資（以下「海外第三者割当増資」といい、国内第三者割当増資と併せて以下「本件第三者割当増資」と総称する。）を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　４．本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

７．グローバル・オファリングに関連して、ロックアップに関する合意が2016年７月11日付でなされる予定であります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　５．ロックアップについて」をご参照下さい。

（訂正後）

| 種類 | 発行数（株） | 内容 |
|---|---|---|
| 普通株式 | 13,000,000（注）３． | １単元の株式数は、100株であります。<br>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 |

（注）１．2016年６月10日開催の取締役会決議によっております。

２．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

３．上記発行数は、2016年６月10日開催の取締役会において決議された当社普通株式35,000,000株（以下「総発行数」という。）の公募による新株式発行のうち、日本国内における募集（以下「国内募集」という。）に係るものであります。総発行数のうち残余の22,000,000株について、国内募集と同時に、海外市場において募集（以下「海外募集」という。）が行われる予定であります。国内募集と海外募集の最終的な内訳は、総発行数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、発行価格等決定日（2016年７月11日。以下「発行価格等決定日」という。）に決定される予定であります。
後記「第２　売出要項　１　売出株式（オーバーアロットメントによる国内売出し）」に記載のとおり、需要状況等を勘案し、国内募集とは別に、1,950,000株を上限として、野村證券株式会社が当社株主であるNAVER Corporationから借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる国内売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。
また、需要状況等を勘案し、海外募集とは別に、3,300,000株を上限として、Morgan Stanley & Co. LLCが当社株主であるNAVER Corporationから野村證券株式会社及びモルガン・スタンレーMUＦＧ証券株式会社を経由して借入れる当社普通株式の海外市場における売出し（以下「オーバーアロットメントによる海外売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。
なお、国内募集及び海外募集において国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。
海外募集の詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．海外募集及びオーバーアロットメントによる海外売出しについて」をご参照下さい。

４．当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記発行数のうち、650,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　７．親引け先への販売について」をご参照下さい。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って行われる発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

５．国内募集、海外募集、オーバーアロットメントによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出し（これらを併せて、以下「グローバル・オファリング」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、Morgan Stanley & Co. LLC、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びＪＰモルガン証券株式会社（以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。）であります。
国内募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しの共同主幹事会社は、野村證券株式会社、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びＪＰモルガン証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社及び三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行います。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びＪＰモルガン証券株式会社が共同で行います。

６．上記とは別に、オーバーアロットメントによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出しに関連して、2016年６月10日及び2016年６月28日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,950,000株の第三者割当増資（以下「国内第三者割当増資」という。）及びMorgan Stanley & Co. LLCを割当先とする当社普通株式3,300,000株の第三者割当増資（以下「海外第三者割当増資」といい、国内第三者割当増資と併せて以下「本件第三者割当増資」と総称する。）を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　４．本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

７．グローバル・オファリングに関連して、ロックアップに関する合意が2016年７月11日付でなされる予定であります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　５．ロックアップについて」をご参照下さい。

２ 【募集の方法】

（訂正前）

2016年７月11日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は2016年６月28日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（2,295円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数（株） | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|---|---|---|---|
| 入札方式のうち入札による募集 | ― | ― | ― |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | ― | ― | ― |
| ブックビルディング方式 | 13,000,000 | 29,835,000,000 | 18,312,125,000 |
| 計（総発行株式） | 13,000,000 | 29,835,000,000 | 18,312,125,000 |

（注）１．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

２．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2016年６月10日開催の取締役会決議に基づき、2016年７月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の２分の１相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

５．仮条件（2,700円～3,200円）の平均価格（2,950円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は38,350,000,000円となります。

（訂正後）

2016年７月11日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は2016年６月28日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（2,295円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数（株） | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|---|---|---|---|
| 入札方式のうち入札による募集 | ― | ― | ― |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | ― | ― | ― |
| ブックビルディング方式 | 13,000,000 | 29,835,000,000 | 19,243,250,000 |
| 計（総発行株式） | 13,000,000 | 29,835,000,000 | 19,243,250,000 |

（注）１．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
２．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2016年６月10日開催の取締役会決議に基づき、2016年７月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の２分の１相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
５．仮条件（2,900円～3,300円）の平均価格（3,100円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は40,300,000,000円となります。

３ 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

（訂正前）

| 発行価格（円） | 引受価額（円） | 払込金額（円） | 資本組入額（円） | 申込株数単位（株） | 申込期間 | 申込証拠金（円） | 払込期日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 未定<br>(注)１． | 未定<br>(注)１． | 2,295 | 未定<br>(注)３． | 100 | 自　2016年７月12日(火)<br>至　2016年７月13日(水) | 未定<br>(注)４． | 2016年７月14日(木) |

（注）１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、2,700円以上3,200円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2016年７月11日に引受価額と同時に決定する予定であります。
需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。
①日本、タイ、台湾を中心に収益化ができており、インドネシアにおいてもユーザーが順調に拡大していること。
②新広告商材を含め、新規サービスにおいて今後も成長が期待出来ること。
③各種のサービスや各国・各地域での競合が激しいこと。
以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は１株につき2,700円から3,200円の範囲が妥当であると判断いたしました。
今後、発行価格等（発行価格、資本組入額、引受価額、申込証拠金、引受人の引受株式数、引受人の手取金及び売出価格をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内募集）、海外募集株式数、資本組入額の総額、ブックビルディングの状況、発行価格等決定の理由、１株当たりの増加する資本準備金の額、増加する資本準備金の額の総額、払込金額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集における手取概算額、国内第三者割当増資の手取概算額上限、海外第三者割当増資の手取概算額上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる国内売出しの売出数、オーバーアロットメントによる国内売出しの売出価額の総額、国内第三者割当増資の増加する資本金の額、国内第三者割当増資の増加する資本準備金の額、海外募集の発行価格、海外募集の発行価格の総額、オーバーアロットメントによる海外売出しの売出数、海外第三者割当増資の増加する資本金の額及び海外第三者割当増資の増加する資本準備金の額をいう。また、当社が引受人に対し当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請したため、親引けしようとする株式の数、公募による募集株式発行後のLINE従業員持株会の所有株式数、公募による募集株式発行後の株式総数に対するLINE従業員持株会の所有株式数の割合、公募による募集株式発行後の所有株式数の計、公募による募集株式発行後の株式総数に対する所有株式数の割合の計を含む。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（［URL］http://linecorp.com/ja/ir/publicnotice/）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に本有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

２．前記「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（2,295円）及び2016年７月11日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。なお、2016年６月10日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2016年７月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする旨、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を、決議しております。

４．申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

５．株式受渡期日は、2016年７月15日（金）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。国内募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、米国New York Stock Exchange（以下「ニューヨーク証券取引所」という。）では2016年７月14日（木）（米国東部標準時間）より米国預託株式（以下「ADS」という。）の売買が開始される予定であります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．東京証券取引所への上場日とニューヨーク証券取引所への上場日の相違について」をご参照下さい。

６．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．申込みに先立ち、2016年６月29日から2016年７月８日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

８．引受価額が会社法上の払込金額（2,295円）を下回る場合は国内募集を中止いたします。国内募集が中止された場合には、オーバーアロットメントによる国内売出し、海外募集、オーバーアロットメントによる海外売出し及び本件第三者割当増資は中止いたします。また、海外募集が中止された場合にも、国内募集、オーバーアロットメントによる国内売出し、オーバーアロットメントによる海外売出し及び本件第三者割当増資を中止いたします。

（訂正後）

| 発行価格（円） | 引受価額（円） | 払込金額（円） | 資本組入額（円） | 申込株数単位（株） | 申込期間 | 申込証拠金（円） | 払込期日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 未定<br>(注)１． | 未定<br>(注)１． | 2,295 | 未定<br>(注)３． | 100 | 自　2016年７月12日(火)<br>至　2016年７月13日(水) | 未定<br>(注)４． | 2016年７月14日(木) |

（注）１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、2,900円以上3,300円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2016年７月11日に引受価額と同時に決定する予定であります。
需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
当社及びジョイント・グローバル・コーディネーターとの間で協議した結果、ブックビルディング開始以降の需要動向及び株式市場の動向等を総合的に勘案し、上記のとおり仮条件を変更いたしました。
今後、発行価格等（発行価格、資本組入額、引受価額、申込証拠金、引受人の引受株式数、引受人の手取金及び売出価格をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内募集）、海外募集株式数、資本組入額の総額、ブックビルディングの状況、発行価格等決定の理由、１株当たりの増加する資本準備金の額、増加する資本準備金の額の総額、払込金額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集における手取概算額、国内第三者割当増資の手取概算額上限、海外第三者割当増資の手取概算額上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる国内売出しの売出数、オーバーアロットメントによる国内売出しの売出価額の総額、国内第三者割当増資の増加する資本金の額、国内第三者割当増資の増加する資本準備金の額、海外募集の発行価格、海外募集の発行価格の総額、オーバーアロットメントによる海外売出しの売出数、海外第三者割当増資の増加する資本金の額及び海外第三者割当増資の増加する資本準備金の額をいう。また、当社が引受人に対し当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請したため、親引けしようとする株式の数、公募による募集株式発行後のLINE従業員持株会の所有株式数、公募による募集株式発行後の株式総数に対するLINE従業員持株会の所有株式数の割合、公募による募集株式発行後の所有株式数の計、公募による募集株式発行後の株式総数に対する所有株式数の割合の計を含む。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（［URL］http://linecorp.com/ja/ir/publicnotice/）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に本有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

２．前記「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（2,295円）及び2016年７月11日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。なお、2016年６月10日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2016年７月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする旨、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を、決議しております。

４．申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

５．株式受渡期日は、2016年７月15日（金）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。国内募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、米国New York Stock Exchange（以下「ニューヨーク証券取引所」という。）では2016年７月14日（木）（米国東部標準時間）より米国預託株式（以下「ADS」という。）の売買が開始される予定であります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．東京証券取引所への上場日とニューヨーク証券取引所への上場日の相違について」をご参照下さい。

６．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

**７．申込みに先立ち、2016年７月８日まで引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。**
**販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。**
**引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。**

**８．引受価額が会社法上の払込金額（2,295円）を下回る場合は国内募集を中止いたします。国内募集が中止された場合には、オーバーアロットメントによる国内売出し、海外募集、オーバーアロットメントによる海外売出し及び本件第三者割当増資は中止いたします。また、海外募集が中止された場合にも、国内募集、オーバーアロットメントによる国内売出し、オーバーアロットメントによる海外売出し及び本件第三者割当増資を中止いたします。**

## ５ 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

（訂正前）

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|---|---|---|
| 36,624,250,000 | 340,000,000 | 36,284,250,000 |

（注）１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、国内募集における株式の新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（2,700円～3,200円）の平均価格（2,950円）を基礎として算出した見込額であります。
２．発行諸費用の概算額は、国内募集における株式の新規発行に係る諸費用の概算額の合計であり、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
３．引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（訂正後）

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|---|---|---|
| 38,486,500,000 | 340,000,000 | 38,146,500,000 |

（注）１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、国内募集における株式の新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（2,900円～3,300円）の平均価格（3,100円）を基礎として算出した見込額であります。
２．発行諸費用の概算額は、国内募集における株式の新規発行に係る諸費用の概算額の合計であり、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
３．引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

（訂正前）

上記の国内募集における差引手取概算額36,284百万円については、海外募集における手取概算額61,519百万円と併せて、短期借入金及び社債の返済資金に42,262百万円、設備投資資金に12,149百万円、運転資金に25,000百万円、LINEモバイルを運営するLINEモバイル株式会社（旧社名 LMN株式会社）及びLINE MUSIC株式会社への投融資資金に2,660百万円、残額は、当社グループの投資ファンドを通じた投融資資金やLINEビジネス・ポータル事業における成長戦略投資資金に充当する予定であります。

具体的には、サービスの拡充やアクセス数の増加等に対応すべく、2016年12月期に4,653百万円、2017年12月期に3,496百万円、2018年12月期に4,000百万円を設備投資資金として充当する予定です。また、当社グループの事業拡大に伴い借入れた、金融機関からの短期借入金の返済資金として2016年12月期に42,000百万円、社債の返済資金として2016年12月期に262百万円を充当する予定です。

運転資金については、国内外の事業拡大を図るべく、広告宣伝費として2016年12月期に7,000百万円、2017年12月期に9,000百万円、2018年12月期に9,000百万円を充当する予定です。LINEモバイル株式会社及びLINE MUSIC株式会社への投融資資金については、それぞれの事業運転資金に充当するため、2016年12月期にLINEモバイル株式会社の投融資資金として2,000百万円、LINE MUSIC株式会社への投融資資金として660百万円を充当する予定です。

残額は、当社グループのLINE GAME Global Gateway投資事業有限責任組合、LINE Life Global Gateway投資事業有限責任組合、LINE C&I Corporationを通じた国内外のゲームコンテンツ開発会社やO2O、イー・コマース、エンターテイメントサービスへの投資資金、または当社グループの事業基盤の拡充を目的とした国内外での成長戦略投資資金に充当する予定です。当社は成長戦略投資として、国内外のゲームコンテンツ会社やIT関連企業への投資を行った経験があり、今後も成長戦略の一環としてグローバルにM&Aや投資を行う予定ですが、現時点においてその具体的な内容や金額、充当時期について決定したものはございません。

したがって、上記の成長戦略投資資金への実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

（注）１．前記「１　新規発行株式」の（注）６．に記載の国内第三者割当増資の手取概算額上限5,493百万円については、海外第三者割当増資の手取概算額上限9,296百万円と併せて、LINEビジネス・ポータル事業における成長戦略投資資金に充当する予定ですが、現時点においてその具体的な内容や金額、充当時期について決定したものはございません。実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

２．設備投資の内容については、後記「第二部　企業情報　第３　設備の状況　３　設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。

（訂正後）

上記の国内募集における差引手取概算額38,146百万円については、海外募集における手取概算額64,571百万円と併せて、短期借入金及び社債の返済資金に42,262百万円、設備投資資金に12,149百万円、運転資金に25,000百万円、LINEモバイルを運営するLINEモバイル株式会社（旧社名 LMN株式会社）及びLINE MUSIC株式会社への投融資資金に2,660百万円、残額は、当社グループの投資ファンドを通じた投融資資金やLINEビジネス・ポータル事業における成長戦略投資資金に充当する予定であります。

具体的には、サービスの拡充やアクセス数の増加等に対応すべく、2016年12月期に4,653百万円、2017年12月期に3,496百万円、2018年12月期に4,000百万円を設備投資資金として充当する予定です。また、当社グループの事業拡大に伴い借入れた、金融機関からの短期借入金の返済資金として2016年12月期に42,000百万円、社債の返済資金として2016年12月期に262百万円を充当する予定です。

運転資金については、国内外の事業拡大を図るべく、広告宣伝費として2016年12月期に7,000百万円、2017年12月期に9,000百万円、2018年12月期に9,000百万円を充当する予定です。LINEモバイル株式会社及びLINE MUSIC株式会社への投融資資金については、それぞれの事業運転資金に充当するため、2016年12月期にLINEモバイル株式会社の投融資資金として2,000百万円、LINE MUSIC株式会社への投融資資金として660百万円を充当する予定です。

残額は、当社グループのLINE GAME Global Gateway投資事業有限責任組合、LINE Life Global Gateway投資事業有限責任組合、LINE C&I Corporationを通じた国内外のゲームコンテンツ開発会社やO2O、イー・コマース、エンターテイメントサービスへの投資資金、または当社グループの事業基盤の拡充を目的とした国内外での成長戦略投資資金に充当する予定です。当社は成長戦略投資として、国内外のゲームコンテンツ会社やIT関連企業への投資を行った経験があり、今後も成長戦略の一環としてグローバルにM&Aや投資を行う予定ですが、現時点においてその具体的な内容や金額、充当時期について決定したものはございません。

したがって、上記の成長戦略投資資金への実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

（注）１．前記「１　新規発行株式」の（注）６．に記載の国内第三者割当増資の手取概算額上限5,772百万円については、海外第三者割当増資の手取概算額上限9,769百万円と併せて、LINEビジネス・ポータル事業における成長戦略投資資金に充当する予定ですが、現時点においてその具体的な内容や金額、充当時期について決定したものはございません。実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

２．設備投資の内容については、後記「第二部　企業情報　第３　設備の状況　３　設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。

## 第２ 【売出要項】

### １ 【売出株式（オーバーアロットメントによる国内売出し）】

（訂正前）

| 種類 | 売出数（株） | | 売出価額の総額（円） | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|---|---|---|---|---|
| － | 入札方式のうち入札による売出し | － | － | － |
| － | 入札方式のうち入札によらない売出し | － | － | － |
| 普通株式 | ブックビルディング方式 | 1,950,000 | 5,752,500,000 | 東京都中央区日本橋一丁目９番１号<br>野村證券株式会社<br>1,950,000株 |
| 計(総売出株式) | － | 1,950,000 | 5,752,500,000 | － |

（注）１．オーバーアロットメントによる国内売出しは、国内募集に伴い、その需要状況等を勘案し、野村證券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる国内売出しに係る売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少又は中止される場合があります。
今後、売出数が決定された場合、発行価格等（発行価格、資本組入額、引受価額、申込証拠金、引受人の引受株式数、引受人の手取金及び売出価格）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内募集）、海外募集株式数、資本組入額の総額、ブックビルディングの状況、発行価格等決定の理由、１株当たりの増加する資本準備金の額、増加する資本準備金の額の総額、払込金額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集における手取概算額、国内第三者割当増資の手取概算額上限、海外第三者割当増資の手取概算額上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる国内売出しの売出数、オーバーアロットメントによる国内売出しの売出価額の総額、国内第三者割当増資の増加する資本金の額、国内第三者割当増資の増加する資本準備金の額、海外募集の発行価格、海外募集の発行価格の総額、オーバーアロットメントによる海外売出しの売出数、海外第三者割当増資の増加する資本金の額及び海外第三者割当増資の増加する資本準備金の額をいう。また、当社が引受人に対し当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請したため、親引けしようとする株式の数、公募による募集株式発行後のLINE従業員持株会の所有株式数、公募による募集株式発行後の株式総数に対するLINE従業員持株会の所有株式数の割合、公募による募集株式発行後の所有株式数の計、公募による募集株式発行後の株式総数に対する所有株式数の割合の計を含む。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（［URL］http://linecorp.com/ja/ir/publicnotice/）（新聞等）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に本有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。
２．オーバーアロットメントによる国内売出しに関連して、当社は、2016年６月10日及び2016年６月28日開催の取締役会において、国内第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、Morgan Stanley & Co. LLC、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びＪＰモルガン証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる国内売出しに係る売出数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「国内シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　４．本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
３．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
４．国内募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる国内売出し及び国内第三者割当増資も中止いたします。
５．売出価額の総額は、仮条件（2,700円～3,200円）の平均価格（2,950円）で算出した見込額であります。
６．振替機関の名称及び住所は、前記「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）２．に記載した振替機関と同一であります。

（訂正後）

| 種類 | 売出数（株） | | 売出価額の総額（円） | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|---|---|---|---|---|
| ― | 入札方式のうち入札による売出し | ― | ― | ― |
| ― | 入札方式のうち入札によらない売出し | ― | ― | ― |
| 普通株式 | ブックビルディング方式 | 1,950,000 | 6,045,000,000 | 東京都中央区日本橋一丁目９番１号<br>野村證券株式会社<br>1,950,000株 |
| 計(総売出株式) | ― | 1,950,000 | 6,045,000,000 | ― |

（注）１．オーバーアロットメントによる国内売出しは、国内募集に伴い、その需要状況等を勘案し、野村證券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる国内売出しに係る売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少又は中止される場合があります。
今後、売出数が決定された場合、発行価格等（発行価格、資本組入額、引受価額、申込証拠金、引受人の引受株式数、引受人の手取金及び売出価格）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内募集）、海外募集株式数、資本組入額の総額、ブックビルディングの状況、発行価格等決定の理由、１株当たりの増加する資本準備金の額、増加する資本準備金の額の総額、払込金額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集における手取概算額、国内第三者割当増資の手取概算額上限、海外第三者割当増資の手取概算額上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる国内売出しの売出数、オーバーアロットメントによる国内売出しの売出価額の総額、国内第三者割当増資の増加する資本金の額、国内第三者割当増資の増加する資本準備金の額、海外募集の発行価格、海外募集の発行価格の総額、オーバーアロットメントによる海外売出しの売出数、海外第三者割当増資の増加する資本金の額及び海外第三者割当増資の増加する資本準備金の額をいう。また、当社が引受人に対し当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請したため、親引けしようとする株式の数、公募による募集株式発行後のLINE従業員持株会の所有株式数、公募による募集株式発行後の株式総数に対するLINE従業員持株会の所有株式数の割合、公募による募集株式発行後の所有株式数の計、公募による募集株式発行後の株式総数に対する所有株式数の割合の計を含む。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（［URL］http://linecorp.com/ja/ir/publicnotice/）（新聞等）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に本有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

２．オーバーアロットメントによる国内売出しに関連して、当社は、2016年６月10日及び2016年６月28日開催の取締役会において、国内第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、Morgan Stanley & Co. LLC、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びＪＰモルガン証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる国内売出しに係る売出数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「国内シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　４．本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

３．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

４．国内募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる国内売出し及び国内第三者割当増資も中止いたします。

５．売出価額の総額は、仮条件（2,900円～3,300円）の平均価格（3,100円）で算出した見込額であります。

６．振替機関の名称及び住所は、前記「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）２．に記載した振替機関と同一であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### ２．海外募集及びオーバーアロットメントによる海外売出しについて

（訂正前）

国内募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しと同時に、海外募集が行われる予定であります。当該募集の概要は次のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 株式の種類 | 当社普通株式<br>ただし、投資家はその選択により当社普通株式に代えてADSの証拠証券たる米国預託証券の交付を受けることができる。１ADSは、当社普通株式１株を受領する権利を表章する。 |
| (2) | 募集株式の数 | 22,000,000株 |
| (3) | 発行価格 | 未定<br>なお、発行価格は、2016年７月11日に決定する予定である。発行価格の決定は、2016年６月28日に提示された仮条件（１株につき2,700円から3,200円。ADSについては、１ADSにつき26.5米ドルから31.5米ドル）をもとに需要状況等を勘案した上で、当社とジョイント・グローバル・コーディネーターとが協議して行う予定である。 |
| (4) | 発行価格の総額 | 未定 |
| (5) | 募集方法 | 下記海外引受会社を共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする総額個別買取引受けによる募集 |
| (6) | 海外引受会社（共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナー）の名称 | Morgan Stanley & Co. LLC<br>Goldman, Sachs & Co.<br>J.P. Morgan Securities LLC<br>Nomura Securities International, Inc. |
| (7) | 募集を行う地域 | 米国を中心とする海外市場 |

（注）１．当社は、2016年６月10日（米国東部標準時間）、米国証券取引委員会に対し、当社普通株式についてForm F-1による登録を行っております。

２．仮条件のうち、ADSの仮条件（１ADSにつき26.5米ドルから31.5米ドル。以下「ADS仮条件」という。）は、１米ドル＝101.69円の換算率を参考に決定されています。今後条件決定までの間、外国為替相場の変動による影響を受けることにより、ADS仮条件を事前の通知又は本書の訂正を行うことなく変更することがあります。この場合には、2016年６月13日付をもって提出した臨時報告書（2016年６月27日付をもって提出した臨時報告書の訂正報告書により訂正済み）の訂正報告書が提出されます。

３．米国における条件決定方法と日本における条件決定方法の慣行は異なります。すなわち海外募集において、ADSの発行価格は、米国市場の慣行に従い、仮条件を変更することなく、かかる仮条件より最大で20%高い価格又は低い価格で決定されることがあります。このため、ADSの発行価格は事前の通知又は本書の訂正を行うことなく、仮条件の幅を超えて（ただし、上述の通り最大で20%の上下の範囲内とする。）決定されることがあります。

また、需要状況等を勘案し、海外募集とは別に、3,300,000株を上限として、Morgan Stanley & Co. LLCが当社株主であるNAVER Corporationからモルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社を経由して借入れる当社普通株式の海外市場における売出し（オーバーアロットメントによる海外売出し）が追加的に行われる場合があります。

なお、海外の投資家向けに海外募集及びオーバーアロットメントによる海外売出しに関する英文目論見書（以下「英文目論見書」という。）を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

（訂正後）

国内募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しと同時に、海外募集が行われる予定であります。当該募集の概要は次のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 株式の種類 | 当社普通株式<br>ただし、投資家はその選択により当社普通株式に代えてADSの証拠証券たる米国預託証券の交付を受けることができる。１ADSは、当社普通株式１株を受領する権利を表章する。 |
| (2) | 募集株式の数 | 22,000,000株 |
| (3) | 発行価格 | 未定<br>なお、発行価格は、2016年７月11日に決定する予定である。発行価格の決定は、2016年７月４日に提示された仮条件（１株につき2,900円から3,300円。ADSについては、１ADSにつき28.5米ドルから32.5米ドル）をもとに需要状況等を勘案した上で、当社とジョイント・グローバル・コーディネーターとが協議して行う予定である。 |
| (4) | 発行価格の総額 | 未定 |
| (5) | 募集方法 | 下記海外引受会社を共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする総額個別買取引受けによる募集 |
| (6) | 海外引受会社（共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナー）の名称 | Morgan Stanley & Co. LLC<br>Goldman, Sachs & Co.<br>J.P. Morgan Securities LLC<br>Nomura Securities International, Inc. |
| (7) | 募集を行う地域 | 米国を中心とする海外市場 |

（注）１．当社は、2016年６月10日（米国東部標準時間）、米国証券取引委員会に対し、当社普通株式についてForm F-1による登録を行っております。

２．仮条件のうち、ADSの仮条件（１ADSにつき28.5米ドルから32.5米ドル。以下「ADS仮条件」という。）は、１米ドル＝102.665円の換算率を参考に決定されています。今後条件決定までの間、外国為替相場の変動による影響を受けることにより、ADS仮条件を事前の通知又は本書の訂正を行うことなく変更することがあります。この場合には、2016年６月13日付をもって提出した臨時報告書（2016年６月27日付及び2016年６月29日付をもって提出した臨時報告書の訂正報告書により訂正済み）の訂正報告書が提出されます。

３．米国における条件決定方法と日本における条件決定方法の慣行は異なります。すなわち海外募集において、ADSの発行価格は、米国市場の慣行に従い、仮条件を変更することなく、かかる仮条件より最大で20%高い価格又は低い価格で決定されることがあります。このため、ADSの発行価格は事前の通知又は本書の訂正を行うことなく、仮条件の幅を超えて（ただし、上述の通り最大で20%の上下の範囲内とする。）決定されることがあります。

また、需要状況等を勘案し、海外募集とは別に、3,300,000株を上限として、Morgan Stanley & Co. LLCが当社株主であるNAVER Corporationから野村證券株式会社及びモルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社を経由して借入れる当社普通株式の海外市場における売出し（オーバーアロットメントによる海外売出し）が追加的に行われる場合があります。

なお、海外の投資家向けに海外募集及びオーバーアロットメントによる海外売出しに関する英文目論見書（以下「英文目論見書」という。）を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

## ４．本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

（訂正前）

オーバーアロットメントによる国内売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる国内売出しのために、野村證券株式会社が当社株主であるNAVER Corporation（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2016年６月10日及び2016年６月28日開催の取締役会において、国内第三者割当増資を行うことを決議しております。国内第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 募集株式の数 | 当社普通株式　　1,950,000株 |
| (2) | 募集株式の払込金額 | １株につき2,295円 |
| (3) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。　（注） |
| (4) | 払込期日 | 2016年８月16日（火） |

（注）　割当価格は、2016年７月11日に決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

野村證券株式会社は、2016年７月15日から2016年８月８日までの間（以下「国内シンジケートカバー取引期間」という。）、Morgan Stanley & Co. LLC、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びＪＰモルガン証券株式会社と協議の上、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる国内売出しに係る売出数を上限とする国内シンジケートカバー取引を行う場合があります。また、野村證券株式会社は、貸株人から借入れた株式を、国内第三者割当増資による株式の割当て若しくは国内シンジケートカバー取引又はその双方により取得する株式により返却する予定です。

なお、野村證券株式会社は、国内シンジケートカバー取引により取得した株式に対応する株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には国内第三者割当増資における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により国内第三者割当増資における最終的な発行数が減少するか又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、国内シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社は、Morgan Stanley & Co. LLC、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びＪＰモルガン証券株式会社と協議の上、国内シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数で国内シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、オーバーアロットメントによる海外売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる海外売出しのために、Morgan Stanley & Co. LLCが貸株人よりモルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社を経由して借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2016年６月10日及び2016年６月28日開催の取締役会において、海外第三者割当増資を行うことを決議しております。海外第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 募集株式の数 | 当社普通株式　　3,300,000株 |
| (2) | 募集株式の払込金額 | １株につき2,295円 |
| (3) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。　（注） |
| (4) | 払込期日 | 2016年８月16日（火） |

（注）　割当価格は、2016年７月11日に決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

Morgan Stanley & Co. LLCは、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びＪＰモルガン証券株式会社と協議の上、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、2016年７月14日から2016年８月８日までの間、ニューヨーク証券取引所において、また、2016年７月15日から2016年８月８日までの間、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる海外売出しに係る売出数を上限とするADS及び当社普通株式の買付け（以下「海外シンジケートカバー取引」と総称する。）を行う場合があります。また、Morgan Stanley & Co. LLCは、貸株人から借入れた株式を、海外第三者割当増資による株式の割当てにより取得する株式、海外シンジケートカバー取引により取得するADSを株式に交換したもの若しくは海外シンジケートカバー取引により取得する株式又はそれらの組合せにより、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社を経由して貸株人に返却する予定です。

なお、Morgan Stanley & Co. LLCは、海外シンジケートカバー取引により取得したADS及び株式に対応する株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には海外第三者割当増資における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により海外第三者割当増資における最終的な発行数が減少するか又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、海外シンジケートカバー取引が行われる上記の期間内においても、Morgan Stanley & Co. LLCは、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びＪＰモルガン証券株式会社と協議の上、海外シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数で海外シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（訂正後）

オーバーアロットメントによる国内売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる国内売出しのために、野村證券株式会社が当社株主であるNAVER Corporation（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2016年６月10日及び2016年６月28日開催の取締役会において、国内第三者割当増資を行うことを決議しております。国内第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 募集株式の数 | 当社普通株式　　1,950,000株 |
| (2) | 募集株式の払込金額 | １株につき2,295円 |
| (3) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。　（注） |
| (4) | 払込期日 | 2016年８月16日（火） |

（注）　割当価格は、2016年７月11日に決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

野村證券株式会社は、2016年７月15日から2016年８月８日までの間（以下「国内シンジケートカバー取引期間」という。）、Morgan Stanley & Co. LLC、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びＪＰモルガン証券株式会社と協議の上、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる国内売出しに係る売出数を上限とする国内シンジケートカバー取引を行う場合があります。また、野村證券株式会社は、貸株人から借入れた株式を、国内第三者割当増資による株式の割当て若しくは国内シンジケートカバー取引又はその双方により取得する株式により返却する予定です。

なお、野村證券株式会社は、国内シンジケートカバー取引により取得した株式に対応する株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には国内第三者割当増資における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により国内第三者割当増資における最終的な発行数が減少するか又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、国内シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社は、Morgan Stanley & Co. LLC、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びＪＰモルガン証券株式会社と協議の上、国内シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数で国内シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、オーバーアロットメントによる海外売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる海外売出しのために、Morgan Stanley & Co. LLCが貸株人より野村證券株式会社及びモルガン・スタンレーMUＦＧ証券株式会社を経由して借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2016年６月10日及び2016年６月28日開催の取締役会において、海外第三者割当増資を行うことを決議しております。海外第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 募集株式の数 | 当社普通株式　　3,300,000株 |
| (2) | 募集株式の払込金額 | １株につき2,295円 |
| (3) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。　（注） |
| (4) | 払込期日 | 2016年８月16日（火） |

（注）　割当価格は、2016年７月11日に決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

Morgan Stanley & Co. LLCは、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びＪＰモルガン証券株式会社と協議の上、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、2016年７月14日から2016年８月８日までの間、ニューヨーク証券取引所において、また、2016年７月15日から2016年８月８日までの間、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる海外売出しに係る売出数を上限とするADS及び当社普通株式の買付け（以下「海外シンジケートカバー取引」と総称する。）を行う場合があります。また、Morgan Stanley & Co. LLCは、貸株人から借入れた株式を、海外第三者割当増資による株式の割当てにより取得する株式、海外シンジケートカバー取引により取得するADSを株式に交換したもの若しくは海外シンジケートカバー取引により取得する株式又はそれらの組合せにより、モルガン・スタンレーMUＦＧ証券株式会社及び野村證券株式会社を経由して貸株人に返却する予定です。

なお、Morgan Stanley & Co. LLCは、海外シンジケートカバー取引により取得したADS及び株式に対応する株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には海外第三者割当増資における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により海外第三者割当増資における最終的な発行数が減少するか又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、海外シンジケートカバー取引が行われる上記の期間内においても、Morgan Stanley & Co. LLCは、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びＪＰモルガン証券株式会社と協議の上、海外シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数で海外シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。